

函館市外国語活動サポーター派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 外国語活動において、学級担任などの指導を補助する外国語活動サポーター（以下、サポーターという。）を市立小学校および義務教育学校に派遣し、本市における外国語活動の充実を図ることを目的とする。

(サポーターの委嘱)

第2条 サポーターは、次の各号に掲げるものにより、教育長が委嘱するものとする。なお、委嘱期間は、委嘱日から、委嘱日の属する年度の3月31日までとする。

- (1) 校長による推薦（別記第1号様式「外国語活動サポーター推薦書」）
- (2) 教育委員会による選定（別記第2号様式「外国語活動サポーター登録申請書」）

(サポーターの資格要件等)

第3条 サポーターの資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内及び近郊に在住し、英語を母国語又はそれに準ずる言語とする外国人、または英語等に堪能な日本人で、小学校外国語活動の指導を補助することができる者。
- (2) 外国人については、授業の打ち合わせ等を日本語でできる者。

(サポーターの活動)

第4条 サポーターは、校長や教頭、教諭等と協議し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、旅費の支給をともなう活動はできないものとする。

- (1) 外国語活動の指導の補助全般

(2) その他，教育委員会や校長が必要と認める活動および研修

(サポーターの活動時間，期間)

第5条 活動時間は，学校の授業日を基本として，1日5時間程度とし，必要に応じて，準備等に必要な時間をもつ。

2 活動期間は，当該年度以内とするが，次年度以降もサポーターの派遣が認められた場合には，継続して活動を行うことができるものとする。

(謝礼金の支払い)

第6条 サポーターには，1時間につき1,075円の謝礼金を1か月ごとに支払うものとする。

2 サポーターは，あらかじめ「口座振替払依頼書」(別記第3号様式)を教育委員会へ提出しなければならない。

3 サポーターは，「外国語活動サポーター活動実績報告書」(別記第4号様式)により，前月分のサポーターの活動実績を毎月5日までに教育委員会へ報告しなければならない。

4 教育委員会は，当該月に受けた報告に基づき，サポーターに対する謝礼金を毎月末日までに口座振り込みにより支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 サポーターは，活動上知り得た個人情報及びその他の内容を，第三者に漏らし，または，公表してはならない。この業務への活動終了後においても同様とする。

(保険の加入)

第8条 サポーターは，活動中および活動のための移動中の事故，災害等に対応するため，傷害保険等に参加することとし，これに要する費用は教育委員会が負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月4日から施行する。